

議案第21号

寒川町職員定数条例の一部改正について

寒川町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

多様化する住民ニーズに対応する現状の事務量等に鑑み、町長の事務部局の職員及び教育委員会の職員の定数の適正化を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町職員定数条例の一部を改正する条例

寒川町職員定数条例（昭和28年寒川町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「260」を「285」に、「29」を「35」に、「30」を「24」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

寒川町職員定数条例新旧対照表

現行		改正案																									
～略～		～略～																									
第3条 職員の定数は、次のとおりとする。		第3条 職員の定数は、次のとおりとする。																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">部局等</th> <th style="width: 30%;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町長の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;"><u>260</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>3 教 育 委 員 会</td> <td>事務部局の職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校、その他の教育 機関の職員</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		部局等	定数	1 町長の事務部局の職員	<u>260</u>	(略)		3 教 育 委 員 会	事務部局の職員		学校、その他の教育 機関の職員	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">部局等</th> <th style="width: 30%;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町長の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;"><u>285</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>3 教 育 委 員 会</td> <td>事務部局の職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校、その他の教育 機関の職員</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		部局等	定数	1 町長の事務部局の職員	<u>285</u>	(略)		3 教 育 委 員 会	事務部局の職員		学校、その他の教育 機関の職員	(略)	
部局等	定数																										
1 町長の事務部局の職員	<u>260</u>																										
(略)																											
3 教 育 委 員 会	事務部局の職員																										
	学校、その他の教育 機関の職員																										
(略)																											
部局等	定数																										
1 町長の事務部局の職員	<u>285</u>																										
(略)																											
3 教 育 委 員 会	事務部局の職員																										
	学校、その他の教育 機関の職員																										
(略)																											
2 (略)	～略～	2 (略)	～略～																								
		<p><u>附 則</u></p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>																									